

平成29年9月14日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和
監	査	村	田	敏	樹
監	査	松	田	義	太

---

平成29年9月14日（木）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 報告第6号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第2 報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第3 報告第8号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第4 報告第9号 平成28年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について（報告）
- 日程第5 報告第10号 平成28年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第6 議案第35号 平成28年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第36号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第37号 平成28年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第38号 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第39号 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第40号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第41号 平成28年度鹿島市水道事業会計決算認定について  
(大綱質疑、決算審査特別委員会付託)
- 日程第7 議案第42号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第43号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第44号 鹿島市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の記事日程どおりといたします。

日程第1 報告第6号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．報告第6号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。幸尾市民課長。

**○市民課長（幸尾かおる君）**

報告第6号 専決処分事項の報告について説明させていただきます。

議案書は1ページをごらんください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、下記のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は、年金受給者異動報告の誤りによる損害賠償でございます。

損害賠償の相手方は、鹿島市在住の男性です。

事件の発生は、平成26年1月10日でございます。

概要は、市民課において年金事務所へ年金受給者死亡報告を行った際、同姓同名の別人と気づかず、相手方70代男性を誤って報告通知したことが原因で、国民年金の支給が一時停止いたしました。

平成26年6月5日に相手方から年金支給停止に関する相談があり、年金事務所に確認した結果、死亡報告の誤りが判明したため、支給停止経緯の説明と謝罪を行っております。

年金については、同日中に回復の手続きを行い、翌月に停止分が支給されることになりましたが、相手方は年金担保貸付金を利用されており、償還期間の延長による返済利息の増額が見込まれましたので、損害賠償の額は償還が完了したときに話し合うことで合意しました。

平成29年6月15日に償還が完了し、完済通知書により、当初返済予定利息との差額3,869円が確認できましたので、平成29年7月18日に同額を支払うことで示談が成立し、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、専決処分をいたしました。

相手方に多大な御迷惑をおかけしたことで市に損害を与えたことを深くおわびし、再発防止に努めてまいります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

**日程第2 報告第7号**

**○議長（松尾勝利君）**

次に、日程第2．報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

おはようございます。都市建設課からは報告第7号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書のほうは2ページでございます。

この専決処分につきましては、市道側溝破損による損害事故でございます。

事故につきましては、平成29年5月13日の土曜日午前11時50分ごろ、七浦飯田の市道大崎～矢筈線において発生した車両事故でございます。

その概要につきましては、何らかの原因で市道の横断側溝のふたの片方が路面に持ち上がり、そこを通った損害賠償の相手方の軽トラックがそのふたに乗り上げてハンドルを取られて市道下の畑に市道ののり面を伝って落下され、車両が損傷したものでございます。

幸い、運転手の方並びに同乗者の方にけがはございませんでした。車両については大きな破損箇所として、フロント部左のライト周辺、ドライブシャフト部、タイヤ部となっております。

損害賠償の相手方につきましては、軽トラックの所有者であります音成区の方でございますが、車両は全損ということになりましたので、車両の残存価格をお支払いすることで平成29年6月29日に相手方との示談が成立いたしましたので、専決処分事項の規定によりまして議会への御報告をいたすものでございます。

相手方への損害賠償金額521千円につきましては、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄い、7月6日に支払いを完了いたしております。

なお、市で管理いたします道路につきましては、定期的な巡回パトロールや各種事業の現場作業時、そして、道路を利用される方からの御報告などによりまして、危険箇所の確認や安全点検、改善が必要なときは随時対応しております。

今回の事故を教訓といたしまして、今後も引き続き、さらに徹底してまいりたいと思っております。

以上、御報告いたします。よろしくお願いたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

**日程第3 報告第8号**

**○議長（松尾勝利君）**

次に、日程第3. 報告第8号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であ

ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

報告第8号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書は3ページでございます。

この専決処分につきましては、旭ヶ丘公園樹木による損害でございます。

発生の場所でございますが、平成29年7月19日の水曜日、損害賠償の相手方からの申し出によりまして、旭ヶ丘公園一画ののり面に隣接する建物での発生を確認した建物損害でございます。

損害の概要は、のり面に生えている樹木の枝が建物に長年かぶさって湿気の多い状態が続き、屋根を風雨から保護する板、この名称は破風板と申しますが、この一部を腐食させてしまったものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、損害建物に居住されている城内区の方でございますが、損害箇所の修理にかかる費用を市が支払うことで、8月17日に相手方との示談が設立いたしましたので、専決処分事項の規定によりまして議会への報告をいたすものでございます。

相手方への損害賠償金額40千円につきましては、全て全国市町会の保険金で賄い、8月28日に支払いを完了いたしております。

なお、市で管理いたします公園につきましては、道路と同様に、定期的な巡回パトロールや各種事業の現場作業時、そして、公園を利用される方々からの報告によりまして、危険箇所の確認や安全点検、改善の必要時の対応は適宜行っておりますが、今回の事故を教訓といたしまして、今後も引き続き、さらに徹底して管理してまいりたいと思っております。

以上、御報告いたします。よろしく願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

**日程第4 報告第9号**

**○議長（松尾勝利君）**

次に、日程第4．報告第9号 平成28年度鹿島市一般会計継続費精算報告書についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

**○企画財政課参事（川原逸生君）**

報告第9号 平成28年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成28年度鹿島市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成27年度から28年度まで継続費として実施いたしました防災情報伝達システム整備事業につきまして、事業が完了いたしましたので、法令の規定により継続費精算報告をいたすものでございます。

5ページの継続費精算報告書をごらんください。

9款1項. 消防費の防災情報伝達システム整備事業は、全体計画事業費345,416千円で、実績額345,415,500円となっており、差し引き500円の執行残となっております。

以上で報告第9号の説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、以上で報告第9号は終わります。

#### 日程第5 報告第10号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 報告第10号 平成28年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案書と別冊の平成28年度鹿島市土地開発公社決算書により御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

報告第10号 平成28年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度鹿島市土地開発公社決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の決算書で御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度の事業報告でございます。昨年度は公有地の取得及び処分は実施をいたしておりません。

理事会の開催状況、監査の状況につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は企画財政課が所掌いたしております。

3ページをお願いいたします。

収入について御説明申し上げます。

事業外収入の利子収入といたしまして、予算額113千円に対し決算額113,795円となっております。予算対比795円の増となっております。

4ページをお願いいたします。

支出の決算でございます。

合計113千円の予算に対しまして14,648円の決算で、支出の内容といたしましては備考欄に記載しておりますように、監査時の費用弁償、九州地区土地開発公社等連絡協議会の負担金及びその振込手数料となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

3項目めの販売費及び一般管理費、事業損失14,230円は、先ほど御説明いたしました支出決算額14,648円から消費税の418円を差し引いた金額を計上いたしております。

4項目めの事業外収益、受取利息113,795円は預金の利息収入でございます。

次の事業外費用、雑損失418円は消費税でございます。

経常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引いた99,147円となり、この利益は平成29年度に繰り越し、準備金として整理をいたしております。

6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部は現金預金として資産合計36,823,984円を市内金融機関へ預金として保管いたしております。

負債の部についてはございません。

資本の部、1. 資本金、基本財産は定款に規定いたしております1,500千円でございます。

2. 準備金は平成27年度からの前期繰越準備金が35,224,837円、当期純利益が99,147円、準備金合計が35,323,984円となっております。

資本合計、負債資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、36,823,984円となっております。

7ページをお願いいたします。

準備金計算書でございます。

8ページ、9ページにつきましては、決算監査意見書の写しでございます。

10ページは資本金明細表。

11ページは現金及び預金明細表となっております。

以上で報告第10号の説明を終わります。

#### ○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第10号は終わります。

ここで執行部の入れかえをしますので、しばらくお待ちください。

それでは再開します。

日程第6 議案第35号～議案第41号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第35号 平成28年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 平成28年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算について、議案第38号 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第39号 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 平成28年度鹿島市水道事業会計決算認定について、以上の7議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。吉田会計管理者。

○会計管理者（吉田範昭君）

おはようございます。私のほうから議案第35号から議案第40号までの平成28年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

議案書の7ページから12ページにかけて載っておりますけれども、歳入歳出決算書に基づいて御説明いたしますので、お手元に準備をお願いいたします。

なお、説明の都合上、ページが前後いたしますので、御了承願いたいと思います。

まず初めに、議案第35号 平成28年度一般会計について御説明いたします。

決算書の3ページをごらんください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現計額が16,272,597千円となっております。27年度と比較いたしまして228,845千円の増加となっております。調定額は15,713,890,067円、収入済額は15,523,230,165円で前年度より約1,105,000千円の増加となっております。前年比で107.7%となっております、調定額に対する収入率は98.8%となっております。また、不納欠損額は15,516,523円で前年度より約7,600千円減少し、収入未済額は175,143,379円で約23,600千円の減少となっております。

歳出のほうですが、6ページをごらんください。

6ページの表の一番下でございます。歳出合計欄です。支出済額の合計が15,211,167,540円で予算の執行率については93.5%となっております。翌年度繰越額は685,248千円で、その主なものにつきましては基盤整備促進事業、いわゆる圃場整備事業ですが、それとか、小学校の大規模改造事業など11事業となっております。また、不用額は376,181,460円で、こ

の結果、歳入歳出差引額は312,062,625円、これから翌年度に繰り越すべき財源6,602千円を差し引きました実質収支額は305,460,625円となっております。この実質収支額につきましては167ページ以降に実質収支に関する調書を載せておりますので、後ほどごらんください。

次に、事項別明細書により、歳入の主なものについて説明いたします。21ページをごらんください。

まず、1 款の市税です。調定額は前年度より約7,600千円増加しております。3,138,442,110円、収入済額は約36,400千円増加の3,003,171,514円となり、歳入総額に占める割合は19.3%となっております。不納欠損額は8,677,647円で約14,200千円の減少、収入未済額は126,592,949円で約14,600千円減少となっております。不納欠損及び収入未済額の主な要因としては生活困窮や倒産などによるものとなっております。

市税の1 項1 目、個人市民税の調定額につきましては1,098,437,964円で、前年度より約31,700千円増加しております。主な要因といたしましては給与所得の増加によるものとなっております。収入済額は1,053,592,605円で約39,300千円の増加、不納欠損額は2,314,532円で約2,300千円の減少、収入未済額は42,530,827円で約5,200千円減少となっております。

2 項の固定資産税は調定額は1,510,793,334円で、約20,000千円の減少となっておりますが、主に土地等の評価額の減少によるものの影響です。収入済額は1,424,590,594円で約700千円の減少、不納欠損額は5,894,015円で約11,700千円の減、収入未済額は80,308,725円で約8,200千円減少しております。

3 項の軽自動車税の調定額は107,848,800円で、約15,000千円増加しております。収入済額は104,052,903円で約16,000千円の増加、不納欠損額は279,100円で約300千円の減少、収入未済額は3,516,797円で約900千円の減少となっております。

4 項の市たばこ税につきましては、調定額及び収入済額とも231,296,362円で約12,000千円減少となっております。

続きまして、22ページのほうをごらんください。

9 款の地方交付税につきましては、収入済額が3,898,212千円で約149,000千円減少して、歳入総額に占める割合は25.1%となっております。

11 款の分担金及び負担金の収入済額は310,005,110円で、約17,900千円の減少となっております。歳入総額に占める割合は2.0%となっております。

1 項の分担金につきましては、1 目1 節の農業費分担金、このうちの経営体育成基盤整備事業分担金、それから、2 項、負担金の1 目3 節の児童福祉費分担金のうち、保育所運営費保護者負担金などが減少していることがその要因となっております。

不納欠損額は、2 項1 目3 節の児童福祉費負担金で約80千円減少の113,500円。

収入未済額は2 項1 目3 節の児童福祉費負担金などで約1,900千円減少して23,417,163円となっております。この収入未済額等の主な要因としては、生活困窮によるものとなっております。

ります。

24ページのほうをごらんください。

12款の使用料及び手数料につきましては、収入済額が219,295,055円で約6,000千円増加しておりまして、歳入総額に占める割合は1.4%となっております。

これにつきましては、1項1目の総務使用料で新世紀センターの事務室等の行政財産使用料が約6,700千円増加しているものによるものです。収入未済額は20,308,944円で、約900千円の減少となっております。

次に、27ページをごらんください。

13款の国庫支出金の収入済額は2,012,077,242円で、約43,000千円減少して、歳入総額に占める割合としては13.0%となっております。

1項の国庫負担金のうち、1目の民生費国庫負担金で、子どものための教育・保育給付金などで約56,000千円の増加があつておりますけれども、2項の国庫補助金のうち1目の総務費国庫補助金で地方創生関係の交付金など、それから、6目の教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金などで約99,000千円減少しておりまして、全体の減となっております。

30ページをごらんください。

14款の県支出金でございますけれども、収入済額が2,057,785,832円で約760,000千円の増加となっております。歳入総額に占める割合は13.3%となっております。

1項の県負担金の1目、民生費県負担金で施設型給付費県負担金や4目の消防費負担金で新世紀センターの工事負担金などで約44,000千円、それから、2項の県補助金で2目の民生費県補助金のうち地域医療介護総合確保基金事業補助金、それから、4目の農林水産業費県補助金で産地パワーアップ事業補助金などで約725,000千円の増加となっております。

次に、37ページをごらんください。

19款、諸収入でございますけれども、収入済額が456,622,088円で約50,000千円増加しておりまして、歳入総額に占める割合は2.9%となっております。

これにつきましては、5項6目4節の雑入で不納欠損額が約6,700千円増加し6,724,476円、収入未済額が約6,000千円減の4,814,323円となっております、その主な要因といたしましては生活困窮や死亡によるものとなっております。

続きまして、41ページをごらんください。

20款の市債です。市債につきましては収入済額1,802,712千円で約437,000千円増加しておりまして、歳入総額に占める割合は11.6%となっております。

これにつきましては2目の土木費、それから、4目の教育費などの減少があつておりますけれども、防災情報伝達システム整備のために3目の消防費で約650,000千円増加したことによるものでございます。

以上で歳入の主な款についての説明を終わります。

続きまして、歳出のほうの説明をいたします。

歳出のほうの事項別明細書により特徴的なものなどについて御説明いたしますので、45ページをごらんください。

2款. 総務費でございます。予算現計が1,757,219千円、支出済額が1,715,792,043円、繰越明許費2,358千円、不用額39,068,957円で、予算に対する執行率は97.6%となり、決算の構成比率としては11.3%となっております。支出済額は前年度より約97,000千円増加しております。その主な要因といたしましては1項1目の一般管理費のうちの退職手当、それから、13目のふるさと納税推進費の寄附金の返礼品や基金積立金などが増加しているものによります。

特徴的な事業といたしましては、47ページのほうの1項1目. 一般管理費の26節で熊本地震義援金として寄附金を交付し、51ページになりますけれども、11目の地域振興費の19節でさが未来スイッチ交付金の事業、52ページの12目. 情報システム管理費の13節で情報セキュリティ強化対策などを実施しております。また、翌年度繰越明許費2,358千円は、この情報システム管理費のうちの19節. 負担金補助及び交付金の分でございますけれども、マイナンバー関係の分となっております。

次に、58ページをごらんください。

3款の民生費でございます。予算現計が5,713,981千円、支出済額が5,519,991,304円、繰越明許費が94,227千円、不用額が99,762,696円で、予算執行率は96.6%、決算の構成比率としては36.3%となっております。

収入済額については約334,000千円増加しておりますが、その主な要因といたしましては、1項の社会福祉費で年金生活者等臨時給付金、それから、2項の高齢者福祉費で後期高齢者医療療養給付費負担金など、それから、3項の児童福祉費で保育所運営委託料や認定こども園の施設給付費、それから、4項の生活保護費の増加によるものとなっております。

特徴的な事業といたしましては61ページをごらんください。1項の1目. 社会福祉総務費のうち19節で、先ほど申しましたように年金生活者等臨時給付金が28年度に続きまして臨時福祉給付金と合わせて支給をしております。

次に、66ページをごらんください。

66ページの2項1目. 高齢者福祉総務費の13節で生活支援体制整備委託料。

それから、67ページの19節で地域密着型サービス施設等整備の助成を行っております。

翌年度繰越明許費94,227千円は、1項1目の社会福祉総務費の臨時福祉給付金、経済対策事業分となっております。

次に、72ページをごらんください。

4款の衛生費でございます。予算現計が836,427千円、支出済額は818,250,810円、不用額が18,176,190円で、予算執行率は97.8%、決算の構成比率としては5.4%となっております。

支出済額は約30,000千円減少しておりますが、その要因といたしましては、2項の清掃費のうち杵藤広域ごみ処理負担金の減少によるものとなっております。

特徴的な事業といたしましては75ページのほうをごらんください。1項7目の環境保全費で13節のところでは肥前鹿島干潟保全利活用計画の策定、それから、「肥前鹿島干潟」の観光PR対策としてのプロモーションビデオの撮影とか、76ページになりますが、18節のほうで設置式望遠鏡整備などを行っております。

次に、78ページをごらんください。

6款の農林水産業費につきましては、予算現計が1,954,497千円、支出済額が1,557,699,228円、繰越明許費が321,082千円、不用額が75,715,772円で、予算執行率は79.7%、決算の構成としては10.2%となっております。

支出済額につきましては約691,000千円増加しております、主な要因といたしましては1項5目の園芸振興費で産地パワーアップ事業交付金など、それから、3項1目の水産業振興費の19節で漁業経営構造改善事業補助金などが増加しているものによります。

特徴的な事業といたしましては82ページをごらんください。1項4目の農業振興費、これで15節になりますけれども、北鹿島農村運動広場のトイレの整備、それから、83ページになりますけれども、5目の園芸振興費の19節で産地パワーアップ事業交付金や強い農業づくり交付金などを交付し、続きまして84ページのほうになりますけれども、6目の畜産業費の19節で肥育素牛生産拡大施設等整備事業補助金、それから、85ページのほうで7目の農地整備費、このうち13節で西田代ため池耐震調査やハザードマップの作成、それから、15節のほうで農業水利施設の整備、それから、圃場整備事業、それから、89ページのほうになりますけれども、3項1目の水産業振興費の19節で漁業経営構造改善事業補助金などの補助を実施しております。

農林水産業費の翌年度繰越明許費321,082千円につきましては、1項7目の農地整備費の基盤整備事業、いわゆる圃場整備事業、それから、3項2目の漁港管理費の水産基盤ストックマネジメント事業の分となっております。

次に、90ページをごらんください。

7項の商工費でございます。予算現計は311,664千円、支出済額が304,677,594円、不用額は6,986,406円で、予算の執行率が97.8%、決算の構成比としては2.0%となっております。支出済額は約57,000千円減少しておりますが、1項2目の商工業振興費の19節で27年度に行いましたプレミアム商品券発行事業補助金などがなくなったこと、それから、3目の観光費の15節や18節で駅前の観光案内所等の整備が終了したことによるものとなっております。

特徴的なものとしていたしましては93ページをごらんください。1項3目の観光費で13節におきまして、道の駅鹿島の整備に伴う基本設計や国内外の観光客の推計調査等の委託を実施しております。

次に、94ページをごらんください。

8 款の土木費でございますけれども、予算現計が1,271,738千円、支出済額は1,191,405,847円、繰越明許費55,006千円、不用額25,326,153円で、予算執行率としては93.7%、決算の構成比としては7.8%になっております。

支出済額につきましては約90,000千円減少しておりますが、主な要因といたしましては、2 項 3 目の道路新設改良費の社会資本整備交付金の工事費、それから、3 項 1 目、河川総務費の15節の急傾斜地崩壊防止工事、それから、3 目の水資源対策費の中木庭ダム周辺整備事業工事費、5 項 1 目の都市計画総務費の都市計画マスタープラン改定の委託料などが減少したことによります。

特徴的な事業といたしましては105ページをごらんください。5 項 5 目のまちなみ活性化事業費の13節で肥前浜駅整備デザイン研究委託料、それから、107ページになりますけれども、6 項 2 目の住宅建設費の13節などで、新しく市営住宅の整備の事業を実施しております。

土木費の翌年度繰越明許費55,006千円につきましては、2 項 3 目の道路新設改良費の辺地道路整備事業市道中川内～広平線、それから、社会資本整備総合交付金事業の分となっております。

同じ107ページのほうでございますけど、9 款の消防費でございます。消防費につきましては予算現計1,933,911千円、支出済額1,894,356,593円、不用額39,554,407円となり、予算執行率は98.0%、決算の構成比としては12.5%となっております。

支出済額につきましては約839,000千円増加しております、4 目の災害対策費で新世紀センターの新築工事や防災情報伝達システム工事の増加によるものでございます。これによりまして、防災拠点といたしましての新世紀センターが完成したことになっております。

110ページをごらんください。

10 款の教育費です。予算現計が1,449,917千円、支出済額が1,192,515,467円、繰越明許費210,800千円、不用額46,601,533円となっております、予算に対する執行率が82.2%、決算の構成比としては7.8%となっております。

支出済額は約262,000千円減少しております、主な要因といたしまして2 項の小学校費の1 目、学校管理費で電子黒板等の整備、それから、3 項の中学校費の学校管理費で15節のうち学校の大規模構造改造事業の工事費の減によるものとなっております。

特徴的なものとして114ページをごらんください。2 項、小学校費の13節で鹿島小学校管理棟校舎大規模改造工事の実設計委託、それから、115ページのほうになりますけれども、15節で北鹿島小学校のプール改築工事など、それから、117ページになりますが、3 項の中学校費で15節のうち西部中学校北校舎の屋根の防水工事など、それから、120ページになりますけれども、4 項の2 目、公民館費の15節で七浦公民館の外壁修繕工事など、

それから、124ページになりますけれども、5項2目、体育施設管理費の15節で市民体育館の外壁補強工事などを実施しております。

翌年度繰越明許費210,800千円につきましては、2項1目の学校管理費で小学校の大規模改造整備事業の分となっております。

126ページをごらんください。

11款の災害復旧費は予算現計が30,003千円、支出済額が27,085,637円、繰越明許費が1,775千円、不用額1,142,363円となっております。

支出済額は工事請負費などで約23,000千円増加となっております、また、繰越明許費1,775千円につきましては、農業施設の災害復旧事業の分となっております。

次に、127ページをごらんください。

12款の公債費でございます。予算現計が765,103千円、支出済額が764,593,461円、不用額が509,539円で、予算執行率が99.9%となり、決算の構成比としては5.0%となっております。支出済額につきましては約165,000千円の減少となっております。

128ページをごらんください。

14款の予備費でございますけれども、3件の5,360千円の予備費充用を行っております。不用額は20,000千円となっております。予備費充用につきましては、詳しくは監査委員から提出されております監査審査意見書の40ページに別表3として予備費充用状況をつけておりますので、こちらのほうをごらんくださいませ。

以上で一般会計の歳出に関する説明を終わります。

次に、議案第36号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計について御説明いたします。恐れ入りますが、7ページのほうをごらんください。

表の一番下、歳入合計額の予算現額は1,180,556千円、調定額は1,177,168,188円、収入済額が1,170,408,585円で、収入済額につきましては約61,000千円減少いたしまして、調定額に対する収入率が99.4%となっております。不納欠損額が545,839円で約380千円の減少となっております、収入未済額につきましても6,213,764円で、こちらにつきましては約450千円の増加となっております。

8ページをごらんください。

歳出の合計でございますけれども、支出済額の合計といたしまして1,170,408,585円で、予算に対する執行率が99.1%となっております。不用額は10,147,415円で、この結果、欄外に書いてありますように、歳入差引額がゼロ円となっております。

次に、歳入の主な款について御説明いたしますので、131ページをごらんください。

1項の分担金及び負担金につきましては、収入済額が22,838,600円で約2,000千円の減少となっております。下水道受益者負担金の不納欠損額が104,100円で約330千円の減少、収入未済額は1,807,700円で約240千円の減少となっております。不納欠損の主な要因といたしま

しては時効の消滅によるものとなっております。

2 款の使用料及び手数料につきましては、収入済額が136,231,100円で約4,000千円増加し、歳入総額に占める割合としては11.6%となっております。不納欠損額が441,739円、収入未済額が4,406,064円で、これにつきましては約690千円増加しております。不納欠損の主な要因といたしましては時効の消滅によるものとなっております。

3 款の国庫支出金につきましては、収入済額188,308,500円で約38,000千円の減少となり、収入総額に占める割合といたしましては16.1%となっております。

4 款の繰入金につきましては一般会計の繰入金となっておりますけれども、収入済額が588,925,900円で約5,400千円減少となりまして、歳入総額に占める割合としては50.3%となっております。

132ページをごらんください。

7 款の市債です。市債につきましては収入済額が215,100千円で約37,000千円の減少となっております。歳入総額に占める割合としては18.4%となっております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたしますので、133ページをごらんください。

1 款の公共下水道費の支出済額が653,402,601円で約59,000千円減少しております。その主な要因といたしましては、2 項の公共下水道建設費の13節で浄化センター建設工事委託料などの減少によるものでございます。

138ページをごらんください。

2 款の公債費です。公債費につきましては支出済額が517,005,984円で約2,200千円の増加となっております。

特徴的な事業といたしましては137ページになりますけれども、2 項の公共下水道建設費のうち13節で西牟田ほか地区の雨水流出解析委託、それから、汚泥等有効利用施設基本計画の検討のための委託料などを実施しております。

続きまして、議案第37号 平成28年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について御説明いたします。

恐れ入りますけれども、9ページをごらんください。

歳入の合計欄ですけれども、予算現額が32,569千円、調定額、収入済額ともに35,185,253円となっております。これにつきましては土地の売却収入により約32,000千円の増加となっております。

10ページをごらんください。

歳出の合計でございますけれども、支出済額として9,811,399円となっております。これにつきましては工場用地等の売却に要する費用で約9,600千円の増加となっております。不用額は22,757,601円となっております。この結果、欄外に書いておりますように、歳入歳出差引残額が25,373,854円となっております。

続きまして、議案第38号 平成28年度国民健康保険特別会計について御説明いたします。  
12ページのほうをごらんください。

歳入の合計欄につきましては、予算現額が4,914,148千円、調定額が4,945,290,313円、収入済額が4,689,618,864円で約139,000千円増加しております。調定に対する収入率は94.8%となっております。不納欠損額が15,102,107円で約14,000千円減少しております。また、収入未済額は240,569,342円で、こちらも約28,000千円減少しております。

14ページをごらんください。

歳出の合計につきましては、支出済額が4,817,641,120円となり、予算執行率が98.0%となっております。不用額が96,506,880円で、この結果、欄外に記載しておりますように、歳入歳出差引不足額が128,022,256円生じております。この不足額につきましては平成29年度からの繰上充用金で補填をいたしております。

なお、前年度繰上充用金の207,507,438円を除きます実質的な単年度収支といたしましては79,485,182円の黒字となっております。

歳入の主な項について御説明いたしますので、146ページをごらんください。

1 款の国民健康保険税につきましては、調定額が1,094,294,093円で約49,000千円の減少となっておりますが、その要因といたしましては滞納繰越分の調定減、それから、国民健康保険税の対象者の減少などによるものとなっております。収入済額が839,840,866円で約17,000千円減少しております。収入総額に占める割合としては17.9%となっております。不納欠損額が約14,000千円減少いたしまして15,102,107円。収入未済額は約18,000千円減少し、239,351,120円となっております。不納欠損及び収入未済の主な要因といたしましては生活困窮や事業不振等によるものとなっております。

なお、国民健康保険税につきましては、法令に基づく差し押さえなど適切な滞納処分、それから、現年度の部分への収納対策の早期着手に取り組みまして、また、ファイナンシャルプランナーによる納税相談などを実施して滞納原因に応じた滞納の整理を促進し、収入未済額の縮減に引き続き努めておるところでございます。

次に、147ページをごらんください。

3 款の国庫支出金でございますけれども、収入済額が1,212,233,950円と約98,000千円増加しております。

5 款の前期高齢者交付金につきましては、収入済額が793,309,435円で約20,000千円の増加。

7 款の共同事業交付金につきましては、収入済額が1,150,775,181円で約70,000千円の増加となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。152ページをごらんください。

2 款の保険給付費につきましては、支出済額が2,795,339,553円で約30,000千円の増加と

なっておりますが、2項の高額療養費で一般被保険者高額療養費の増加によるものとなっております。

154ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金等の支出済額ですが、408,618,324円で約34,000千円の減少となっております。

6款の介護納付金の支出済額は169,760,909円で、約20,000千円の減少となっております。

7款の共同事業拠出金の支出済額は1,100,082,376円で、約100千円の増加となっております。

156ページをごらんください。

13款の前年度繰上充用金につきましては707,507,438円で、約155,000千円の増加となっております。

なお、引き続き医療費適正化に向けて特定健診や特定保健指導の受診率向上を初めといたしました各種保健事業に積極的に取り組んでおるところでございます。

次に、議案第39号 平成28年度後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

15ページをお開きください。

表の一番下の歳入合計欄の予算現計ですが、383,673千円、調定額が384,069,854円、収入済額が382,933,657円で約3,700千円増加しております。調定額に対する収入率が99.7%となっております。不納欠損額は約150千円減少いたしまして104,100円、収入未済額は約240千円減少いたしまして1,032,097円となっております。

16ページをごらんください。

歳出の合計欄でございますけど、382,079,257円で予算の執行率としては98.0%となっております。不用額が1,593,743円で、この結果、欄外にありますように歳入歳出差引残額が854,400円となっております。

歳入について御説明いたします。159ページをごらんください。

歳入の主なものといたしましては、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額が240,444,406円で約4,800千円増加しております。歳入総額に占める割合としては62.8%となっております。

最後に、議案第40号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計のほうでございますけれども、決算書につきましては17ページから18ページに記載をしております。この会計につきましては給与事務の簡素化のために設けられておまして、一般会計及び各特別会計の報酬、給料、職員手当、共済費等、重複したものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

また、決算書の167ページ以降に実質収支に関する調書、それから、財産に関する調書、基金運用状況報告書等を記載しておりますけれども、ここにつきましても説明を省略させて

いただきます。

以上で平成28年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出について御説明をいたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

**○議長（松尾勝利君）**

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

28年度歳入歳出決算についての執行部の説明を求めます。広瀬水道課長。

**○水道課長（広瀬義樹君）**

皆さんおはようございます。それでは、議案第41号 平成28年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明をいたします。

議案書の13ページをごらんください。

今回の平成28年度鹿島市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求めますのでございます。

それでは、別冊の平成28年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたしますので、御用意をお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。

平成28年度鹿島市水道事業決算報告書でございます。この報告書は税込処理方式による記載となっております。

それでは、収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収益的収入でございます。1款. 事業収益は、予算額588,023千円に対し、決算額は598,006,490円でございます。9,983,490円の増でございます。

この事業収益の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益でございます。給水収益、新設負担金などがございます。予算額526,225千円に対し、決算額は538,701,383円でございます。12,476,383円の増でございます。

1款2項. 営業外収益は、金融及び販売活動に伴うその他主たる営業活動以外からの生ずる収益でございます。預金利息、他会計補助金、長期前受金戻入などがございます。予算額58,451千円に対し、決算額は55,959,107円でございます。2,491,893円の減でございます。

1款3項. 特別利益は、当年度の経常的収益から除外すべき利益でございます。中木庭ダム小水力発電事業に伴うバックアロケーション事業の配分金でございます。予算額3,347千円に対し、決算額は3,346千円でございます。1千円の減でございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款. 事業費は、予算額538,975千円に対し、決算額は503,611,068円でございます、不用額は35,363,932円でございます。

この事業費の決算額内訳でございますが、1 款 1 項. 営業費用は、主たる営業活動から生ずる費用でございます、原水、浄水設備、配水、給水設備の維持管理費用、水道事務全般に関する費用や減価償却費などでございます。予算額425,594千円に対して、決算額は394,334,859円でございます、不用額は31,259,141円でございます。

1 款 2 項. 営業外費用は、金融及び財務に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用でございます、企業債利息、消費税納付額などでございます。予算額95,092千円に対し、決算額は91,988,209円でございます、不用額は3,103,791円でございます。

1 款 3 項. 特別損失は、当年度の計上費用から除外すべき損失でございます、退職給付引当金などでございます。予算額17,289千円に対し、決算額は17,288千円でございます、不用額は1千円でございます。

続きまして、3 ページ、4 ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入でございます。予算55,794千円に対し、決算額は53,094,069円でございます、2,699,931円の減でございます。

この資本的収入の決算額の内訳でございますが、1 款 1 項. 他会計出資金は、一般会計からの簡易水道事業債、元金償還補助などでございます。予算額4,792千円に対し、決算額は4,792,069円でございます、69円の増でございます。

1 款 2 項. 他会計負担金は、一般会計からの消火栓設置負担金でございます。予算額2,000千円に対し、決算額は1,720千円でございます、298千円の減でございます。

1 款 3 項から 1 款 5 項までは収入がございませんので、説明を省略いたします。

続きまして、1 款 6 項. 企業債は、配水管などの新設、布設替に伴う企業債の借り入れでございます。予算額48,000千円に対し、決算額は46,600千円でございます、1,400千円の減でございます。

次に、資本的支出は、水道資産の取得に伴い生ずる支出でございます。予算額390,794千円に対し、決算額は369,627,020円でございます、不用額は21,166,980円でございます。

この資本的支出の決算額内訳でございますが、1 款 1 項. 建設改良費は、人件費、配水管の新設、布設替工事、久保山配水池改修事業費などでございます。予算額は98,480千円に対し、決算額は83,216,691円でございます、不用額は15,263,309円でございます。

1 款 2 項. 企業債償還金は、企業債元金の償還でございます。予算額287,314千円に対し、決算額は286,410,329円でございます、不用額が903,671円でございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、316,532,951円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額5,476,659円、当年度分損益勘定留保資金197,587,699円、建設改良積立金15,951,600円及び減債積立金97,516,993円で補填を行っております。

続きまして、5ページをごらんください。

平成28年度鹿島市水道事業損益計算書について御説明いたします。

この計算書は、当該年度の経営成績をあらわすものでございまして、税抜き処理による記載でございます。

営業利益は、営業収益、営業費用の収支額でございまして、110,850,833円でございます。

経常利益は、営業利益に営業外収益、営業外費用の収支額を加えた額でございまして、102,659,933円でございます。

当年度純利益は、経常利益に特別利益、特別損失の収支額を加えた額でございまして、結果、平成28年度の当年度純利益は88,717,933円となっております。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

平成28年度鹿島市水道事業剰余金計算書について御説明いたします。

資本金は、今年度の他会計出資金4,792,069円を繰り入れた結果、当年度末残高は1,551,890,253円でございます。

資本剰余金は、増減がなく、当年度末残高は前年度と同額の367,360,769円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立金は、前年度純利益70,837,935円の利益処分を受け、97,516,993円を資本的収支不足額に補填した結果、当年度末残高は369,334,010円でございます。

建設改良積立金は15,951,600円を資本的収支不足額へ補填し、当年度末残高は119,661,099円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度純利益70,837,935円を減債積立金に処分し、新会計基準により減債積立金取り崩し額、建設改良積立金取り崩し額の合計113,468,593円及び当年度純利益88,717,933円を未処分利益剰余金としたことから当年度末残高は764,471,576円となり、当年度末の利益剰余金合計は1,253,466,685円となりました。

結果、当年度末の資本合計は7ページ右下に記載した3,172,717,707円でございます。

次に、6ページ下段の平成28年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書について御説明いたします。

これは当年度末未処分利益剰余金764,471,576円に含まれる当年度純利益88,717,933円を鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、減債積立金へ利益処分するものでございます。

結果、利益処分後の未処分利益剰余金残高675,753,643円が次年度への繰越利益剰余金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

平成28年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部でございます。

固定資産でございますが、有形固定資産合計3,915,180,387円に、無形固定資産合計2,600,723,512円を加えた固定資産合計は6,515,903,899円でございます。

固定資産の詳細については、決算書30ページ、31ページに記載しております。

流動資産でございますが、現金預金、未収金、貯蔵品、貸倒引当金などがございます。流動資産合計は662,042,001円となりました。

結果、貸借対照表の借方である資産合計は、固定資産合計6,515,903,899円に、流動資産合計662,042,001円を加えた7,177,945,900円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

固定負債は、企業債2,062,090,444円、退職給付引当金42,487,454円でございます。両者ともに新会計基準に伴う負債計上でございます。企業債は償還残高中1年以内に償還が発生しない額の計上でございます。

退職給付引当金は、新会計基準適用時点での引当金必要額を、経過措置の適用により、平成26年度から平成30年度の間で分割引き当てを行っております。固定負債合計は2,104,577,898円でございます。

次に、流動負債でございます。

企業債247,930,021円は、1年以内に発生する企業債の償還額でございます。新会計基準による計上でございます。

未払金13,441,170円は、平成28年度内に発生した費用の年度末における未払い額でございます。前受金30,623円は、転出等に伴う調定前の水道料金精算額でございます。賞与引当金5,285千円は、平成28年12月から平成29年3月の間に発生した賞与法定福利費の引き当てでございます。その他流動負債23,084,712円は、預かり下水道料金などございまして、流動負債合計は289,771,526円でございます。

次に、繰延収益でございます。長期前受金は、減価償却を行うべき固定資産の取得に伴い交付された補助金等相当額を新会計基準に基づき長期前受金勘定をもって整理したものでございまして、2,317,175,010円でございます。マイナス表記しております収益化累計額706,296,241円は、毎事業年度長期前受金から長期前受金戻し入れとして収益化した額の累計でございます。長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、1,610,878,769円でございます。

結果、負債合計は、固定負債合計2,104,577,898円に流動負債合計289,771,526円、繰延収益合計1,610,878,769円を加えた4,005,228,193円でございます。

次に、資本の部でございます。

資本金は、自己資本金に当年度分他会計出資金4,792,069円を加えた1,551,890,253円でご

ございます。剰余金につきましては、先ほど6ページ、7ページで御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

結果、資本合計は、資本金合計1,551,890,253円に、剰余金合計1,620,827,454円を加えた3,172,717,707円でございます。

よって、貸借対照表の貸方となる負債資本合計は、負債合計4,005,228,193円に、資本合計3,172,717,707円を加えた7,177,945,900円となりまして、貸借対照表の借方となる資産合計7,177,945,900円と一致しております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

このページは、決算書作成に伴う特記事項を注記として記載したものでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、決算附属書類でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

平成28年度鹿島市水道事業報告書でございます。平成28年度の事業概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、14ページをごらんください。

ここでは議会での議決事項、企業債の許可事項、職員に関する事項を記載しております。

次に、15ページをごらんください。

新設工事及び改良工事の概要でございます。ここでは3,000千円以上の工事を記載しております。

次に、16ページをごらんください。ここでは業務量について記載いたしております。

まず、配給水状況でございます。年度末給水人口は2万6,044人で、前年度より330人の減。年度末給水戸数は9,484戸で、前年度より18戸の増。年間配水量は294万4,192立方メートルで、前年度より1万8,889立方メートルの増でございます。年間有収水量は236万9,869立方メートルで、前年度より1万9,534立方メートルの増でございます。

結果、年間有収率は80.5%となり、前年度より0.2ポイントの増となっております。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事状況でございますが、前年度より9件減少し、322件となりました。漏水に伴う修繕工事は減少となりましたが、住宅等の建設、改造に伴う給水装置工事は増加しております。

次に、事業収入に関する事項でございますが、金額は税抜き表記でございます。

営業収益は498,937,717円で、前年度より5,981,289円の増。営業外収益は55,954,860円で、前年度より324,401円の増。特別利益は、皆増の3,346千円となりまして、事業収入全体では前年度より9,651,690円増の558,238,577円となりました。また、給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は203円97銭となりました。

次に、17ページをごらんください。

事業費に関する事項でございます。金額は税抜き表記でございます。

営業費用は388,086,884円で、前年度より4,254,325円の減。営業外費用は64,145,760円で、前年度より6,761,983円の減でございます。営業費用に営業外費用を加えた計上費用は、前年度より11,016,308円減の452,232,644円でございます。特別損失は前年度より27,888千円の増の17,288千円となりまして、事業費全体では前年度より8,228,308円減の469,520,644円となっております。また、給水量1立方メートル当たりの給水原価は170円49銭となりました。

次に、18ページをごらんください。

ここでは会計について記載いたしております。

まず、重要契約の要旨では、契約金額10,000千円以上の工事についての記載でございます。

次に、企業債及び一時借入金の概要では、企業債の借入れ状況について記載しております。28年度末の企業債残高は2,310,020,465円でございます。

次に、19ページをごらんください。

その他会計処理に関する事項でございますが、議会の議決を経なければ流用できない経費の決算額は、職員給与費で予算額81,972千円に対し、決算額76,131,971円でございます。交際費の執行はございません。

次に、棚卸資産購入限度額に対する決算額は、新品メーター、修繕メーターの購入限度額4,822千円に対し、決算額は2,711,210円でございます。

次に、平成28年度補填財源説明でございます。決算書の3ページで説明いたしております資本的収支不足額316,532,951円に対する財源補填の説明でございます。資本的収支不足額、補填後の補填財源残高は、577,713,042円を次年度の運転資金として繰り越しております。

次に、20ページをごらんください。

その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入の中で、不課税収入の用途を説明したものでございます。

次に、21ページをごらんください。

平成28年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書は、一会計期間における現金預金の増加及び減少状況を、営業活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したものでございます。

まず、業務活動によるキャッシュフローでございますが、水道事業の通常の業務活動による資金の増減をあらわすものでございまして、投資活動と財務活動以外の取引をあらわしたものでございます。本年度は当年度純利益88,717,933円、減価償却費242,641,798円などを計上した結果、297,796,713円の資金が得られました。

投資活動によるキャッシュフローでございますが、水道施設の整備などの設備投資による資金の増減をあらわすものでございます。本年度は有形固定資産の取得による77,740,032円

の支出、一般会計からの繰り入れによる1,702千円の収入の結果、76,038,032円の資金を使用いたしました。

財務活動によるキャッシュフローでございますが、企業債の借り入れや償還などによる資金の増減をあらわすものでございます。本年度は企業債の借り入れにより46,600千円、一般会計からの出資金4,792,069円の収入がございましたが、企業債償還のため286,410,329円を支出した結果、235,018,260円の資金を使用いたしました。本年度における資金は業務活動で得た資金を有形固定資産の取得による投資活動と企業債の償還の財務活動に充てた結果、13,259,579円が減少し、本年度末の現金預金残高は637,053,088円となり、決算書8ページ、平成28年度鹿島市水道事業貸借対照表に記載しております流動資産中の現金預金残高と一致いたしております。

続きまして、22ページから26ページをごらんください。収益的費用明細書でございます。

27ページから29ページは、資本的収支明細書でございます。

30ページから31ページをごらんください。固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減、詳細を記載いたしております。

次に、32ページから37ページをごらんください。企業債明細書でございます。

36ページ、37ページの下段に記載しておりますが、企業債発行総額5,178,700千円、当年度償還額286,410,329円、償還高累計2,868,679,535円、未償還残高2,310,020,465円となっております。企業債償還につきましては、平成28年度がピークとなっております。

以上で平成28年度鹿島市水道事業会計決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

#### ○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き議案審議を続けます。

議案第35号から議案第41号までの7議案は一括して審議に入りますが、決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しております。このため、質疑は総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は、会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

#### ○9番（伊東 茂君）

質問を一、二点させていただきます。

一般会計については312,000千円ほどの黒字決算ということで、全般的な内容としては申

し分ないという気はいたします。ただ、そういう中で、先ほどの説明の中で、自主財源の中の市税について、この市税の法人と個人というものがあるわけですが、個人が昨年よりもふえております。その理由として、所得が少し上がったのではないかというふうな説明だったと思いますが、その根拠となるものは、人口的にそんなにふえているわけでもない、そういう中で根拠となる収入等がふえたという、それはどこか商工会議所か、どこからか資料として持っていらっしゃるんですかね。どういうふうな調査の上でその理由を述べられているのか、それをお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

私のほうからお答えします。

住民税をかける場合は確定申告なりをしてもらって、それに基づいて住民等かけてくるわけですけれども、平成27年から平成28年度にかけまして、市民税で申告された所得金額は、給与所得なり、営業所得なり、農業所得なり上がっておりまして、1人当たりの申告額も上がってきているというような状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

さまざまなそういうふうな申告をしていただく納税分、その中で上がっているということでの今御答弁でしたが、それでは、税務課じゃなくてもどこかほかでもいいんですけど、全体的にそしたら鹿島の景気は上がっているんですか、そこのあたりはどういうふうに理解をすればいいでしょうか、お答えできる担当課か、部長か、誰か御答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

答弁ありますか。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

市税、特に個人市民税の増で景気が回復しているのかどうかというところの御質問だったろうかというふうに思います。個人住民税につきましては、現年課税分については44,000千円、前年対比がふえてございます。これは先ほど税務課長のほうからございましたように、1人当たりの所得がふえたことによる増。それと納税義務者数が、たしか100人ぐらいはふえているかと思えます。そういうことから、雇用、または所得環境の改善がなされているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。この後に決算特別委員会というものが設置されます。そういう中で、そのあたりの資料をしっかりと用意をしておいていただいて、私たちも市民の皆さんから鹿島市の景気について、さまざまなお話等を聞く場合がございます。そういう中で、実際データとして、こういうふうなデータが、もう今出ているということも言えるようにしておきたいと思っておりますので、それを課長、お願いしておきます。

それと、次に基金についてです。基金のほう、28年度末3,216,780千円程度というふうなところなんですけど、どうなのか、基金の取り崩しについての限度額というものはある程度決めていらっしゃると思いますが、この今後の推移をどのように考えていらっしゃるのか、担当の課長かお答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えいたします。

基金についてでございます。平成28年度末の基金、特に財政調整基金、または公共施設建設基金等が自由に使えるというふうなことでございますが、財政調整基金残高は1,493,262千円、公共施設建設基金につきましては810,042千円というふうになっております。若干目減りはいたしておりますが、財政調整基金は特に年度間の財源調整等を行うものでございまして、年度当初につきましては、予算編成のため若干取り崩し等をしてしておりますが、この年度間においては、ほぼ同じぐらいに戻しているような状況でございます。

今後、その基金については、税収は今のところ維持はできているものの、やはり地方交付税等については、今からの見通しがなかなか不透明な状況等でございます。したがって、主要一般財源につきましては、不透明な状況でもございますのでですね。

そういうことと、もう一つが、今後不測の事態とか、そういうときに対応するため、それともう一つが、本市のまちづくりに必要なお金として、基金はある一定程度は保っておきたいというふうを考えております。

今後、行財政改革プラン等を着実に実行しながら、選択と周知により取り組んでいきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

基金については、必要なときには取り崩しはしなければならないと私も思います。ただ、

先ほどもお話であったように、不測の事態等を考えて、ある程度一定額はやはり常時保っておく必要はあると思います。特別委員会の中でも、またそのあたり質問等も出てくるでしょうから、限度額というものをどういうふうに設定をしているのか、市民の皆さんにもわかりやすいように、そのときは説明をお願いしたいと思います。

最後に、特別会計の国保の分についてです。今回も128,000千円ほどのマイナスと、赤字と、これはまた翌年繰り上げて充当していくというふうになっていくわけですが、平成26年が52,500千円ほどマイナスでした。昨年度が207,500千円、今回が128,000千円程度の不足になっているわけです。新聞等でも報道されているように、平成30年度から県が主体となって、この国保については取り扱いをしていくという方向です。しかし、やはり県内の市町、なかなかそれがスムーズにいくのかどうかというようなことも新聞等には書いてありますが、現状として、鹿島市はまずどうなのか、県全体としてはどうなのか、それを御答弁いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

まず、国保会計の累積の赤字の件でございますけれども、議員おっしゃられるように、今130,000千円弱の累積の赤字ということで繰り上げ充用を行っているところでございます。

平成30年度の国保の都道府県広域化ということで、県からは平成29年度までの各市町の累積の赤字については解消するように求められているところでございます。現在、30年度以降の県内国保の運営の行うための方針を各20市町と県であわせて方針を策定しているところでございますけれども、県の交付金の配分などは赤字解消をしている市町とできていない市町ということで増減をするという案も示されておりますので、今、県内市町については、赤字がある市町については赤字解消に向けた取り組みを進められているところであります。鹿島市においても、平成29年度中にはこの赤字の解消のための方策を具体的に検討し、お示しできる段階になれば協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、広域化につきましては、今少し申し上げましたけれども、県内市町で標準税率というのを示されるような形になって、30年度からの国保の賦課という形になりますけれども、その事業について、納付金と標準税率の算定の方法について、今、各市町で県と一緒に検討している段階でございます。それについても情報等をお知らせできるところになればお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

きょうは大綱質疑ですから小さいところまでは質問はいたしません。この後の設置の特別委員会で質問は続いていくと思っております。

今の国保に関しても、もう少しやはりデータをそれまでに用意しておく必要があると思います。今、課長が30年度に向けて検討をしていくということですが、それがどこまで進んでいるのか、内容的にはどうなっていくのか。だから、鹿島市としてはやるべきことはやっておかないと、県全体統一となったときには足並みがそろわなくなりますから、他市は他市の状況があるでしょうからどうこうは言いませんが、まず、この鹿島市については、しっかりとその方向性を、そして、国保対象である市民の方にも説明ができるように用意をしておいてください。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

大綱質疑ということですが、あとの審議のときの参考にと思しますので、ちょっと外れるかわかりませんが質問したいと思えます。

まず、民生費の中に社会福祉団体補助ということで、社協に4,363千円、それから、福祉団体補助金7団体に938千円というのが出ておりますが、質問というよりお願いをしておきたいと思えます。この福祉団体補助金7団体、構成人員がどれだけで、それぞれの団体に幾らずつ払われているのかということで資料を出していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）資料の提出をお願いします。

**○14番（松尾征子君）続**

ありがとうございます。

それでは、次に、同じ質問でいくと思えますので、いつも申し上げておりますが、同和団体に対して2団体に3,882千円、これもそれぞれの団体にどれだけの補助金が出されているのか。そして、その内訳を詳しくお願いしたいと思えます。資料を出してください。いいでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

資料の提出をお願いします。

**○14番（松尾征子君）続**

それでは、次に行きたいと思えます。

住宅費の件でお尋ねをしたいと思えますが、住宅費の修理、市営住宅が何軒かありますが、

この住宅費が最近鹿島市は大分古くなった住宅が多いですね。それで、耐用年数がどれくらいかわかりませんが、この住宅費について、それぞれの住宅の修理関係がどうなったのかということでお尋ねをしたいと思いますが、この住宅の修理については、例えば、畳がえだとか、雨戸が悪くなったとか、いろんなのが出てきます。窓が閉まらなくなったとか、そういう住宅が多いですが、そういう修理については、どれくらいの期限でかえるというのがあるのか、それとも、そこに悪くなって行き当たったところにかえていただくというようになっているのか、それとも、入居されている人個人で住宅の修理はするというようになっているのか、その辺について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

松尾征子議員に申し上げます。個別の内容については委員会に付託しておりますので、こちらのほうで質問してください。

○14番（松尾征子君） 続

そのとき資料を出してもらおうと思って。

○議長（松尾勝利君）

資料については、個々で担当課のほうにおっしゃっていただきたいと思います。

○14番（松尾征子君） 続

個々ですか。

今言ったようなことで質問していきたいと思いますが、じゃ、ここで、個々で言いますけど、それぞれの市営住宅の修理を年間にどれくらいされてきたのか、どういうふうに対処されてきたのか、その辺についての実績を出していただきたいというのをお願いしたいと思います。

ちょっと今のような形になりますと質問がしにくくなりますが、じゃ、結構です。

では、全体的に申し上げたいと思いますが、先ほど伊東議員のほうからおっしゃいましたのでいいと思いますが、今、お金の貯蓄された分の切り崩しが非常にひどくなっているわけですが、それらについて今後の取り組みが大丈夫なのかなという心配はずっと見てきておりますが、先ほど伊東議員のほうからもお話がありましたけど、その辺について、これはまた委員会のときに詳しく申し上げていきたいと思います。

それからもう一つは、国保関係も先ほど質問の中でありましたが、来年度切りかえがされるというような中で、鹿島がそれまでにはちゃんと整理をしとかんといかんというようなことをおっしゃいましたが、例えば、赤字を解消するということですよ、整理をする、そういうのが本当にできるのか、じゃ、どうしていくのかというのを、ぜひ審議のときにはわかりやすく出していただくということをお願いしておきたいと思います。

いろいろこれを言いますと深くありますが、聞いておりますと、結局は後になれば、また同じような状況になってくるし、そこそこの自主性がなくなるとか、いろんな問題もあるよ

うですので、その辺について、本当にこれから先、私たちが取り組んでいけるのかというのを知るためにも、どのような形で整理をしながら、まともな形になそうとされているのか、その辺についての確な資料を出していただくということをお願いしておきたいと思います。

数件したいと思いましたが、どうも議長がしっかりと見張っているようですので、この辺で終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第35号から議案第41号の7議案は、委員会条例第6条の規定により、定数13名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、本7議案は定数13名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置をされました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、松本末治議員、光武学議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後1時22分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に9番伊東茂議員、副委員長に8番勝屋弘貞議員、以上のとおり決定いたしました。ここで執行部席の入れかえをしますので、暫時休憩します。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時33分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

日程第 7 議案第42号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第 7、議案第42号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

それでは、議案第42号について御説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案説明資料は 1 ページとなっております。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第42号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、鹿島市立能古見小学校浅浦分校を廃校したいので、この案を提出するものでございます。

15ページのほうは、改め分となっております。

議案説明資料に基づき御説明いたします。

議案説明書の 1 ページのほうをお願いいたします。

1 ページのほうは新旧対照表となっております。

2 ページのほうをお願いいたします。

まず、条例の改正理由ですけれども、鹿島市立能古見小学校浅浦分校を廃校したいので、この所要の改正を行うものでございます。

廃校の主な理由でございますけれども、新入学児童の減少に伴う男女比のアンバランスの解消、2つ目といたしまして、少人数学級と 3 年時における本校におけるギャップの解消を目的といたしております。

施設の概要ですけれども、能古見小学校浅浦分校につきましては、校地の面積が2,106平米、建物面積は413平米ありまして、教室数は 3 つであります。平成27年度の在校生は、1 年生が 5 名、2 年生が 2 名の計 7 名、平成28年度の在校生は、1 年生がゼロ人、2 年生は 5 人、平成29年度の在校生は、現在ゼロというふうになっております。

今までの経過について御説明申し上げます。

平成27年 3 月から、保護者のほうから浅浦分校の問題について考えてもらいたい旨の教育委員会へ相談があつておりまして、その後、保護者、区長、校長、教育委員会で協議を行っ

てまいりました。

平成27年11月26日には、能古見小学校浅浦分校に関する意見交換会を開催しておりまして、保護者、区長、教育委員会で開催しております。

平成28年1月7日につきましては、教育委員会におきまして浅浦分校を廃校とする方針を決定いたしております。

同年4月、新1年生が就学指定校を変更したことに伴いまして、新1年生は本校へ通学しておりまして、浅浦分校には1年生はいないという状況でございました。

7月27日には、浅浦分校の存廃方針に関する保護者説明会を開催いたしております。

同じく8月17日につきましては、浅浦分校の存廃方針に関する住民説明会、下浅浦区、中浅浦区、上浅浦区を対象にして実施いたしております。

また、8月22日につきましては、同じく伏原区を対象として住民説明会を開催いたしております。

平成29年1月13日につきましては、伏原区、下浅浦区、中浅浦区、上浅浦区、能古見小学校PTA会長、分校PTA会長、市議会議員の連名によりまして、通学用バス等の運行の陳情があつておるところでございます。その陳情の回答といたしましては、他の地域との公平性や通学用のバスを運行しない前提で意見聴取やアンケートを行い、本校への就学指定変更を認めた経緯等もありまして、そういうバス運行についてはできないという回答をいたしております。

また、4月に入りまして、新1年生が就学指定変更したことに伴いまして、新1年生全員が本校へ通学いたしております。実質、浅浦分校は休校という状態になってきております。

4月27日には、浅浦分校存廃に関する方針及び廃校に伴う特別措置につきまして、保護者説明会を開催いたしました。

6月8日につきましては、庁議におきまして浅浦分校の廃校時期、これは平成29年度末という時期を決定いたしております。

浅浦分校廃校に伴います特別措置といたしまして、分校の廃校後10年間を限度として特別措置を講ずることといたしております。

まず、浅浦分校廃校に伴います特例通学費補助金の創設であります。内容につきましては、自家用車利用者への通学費を補助するというものでございます。

また、徒歩通学者に対する対策といたしまして、徒歩通学者の通学路を日がわりで見守りを行うというものでございます。

また、施設の今後の活用につきましては、条例可決後、庁内で活用について検討を行う予定でございます。

なお、条例の施行日は平成30年4月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

2点ほど質問をさせてください。

1点が、今回、廃校という措置をとられたということで説明がありましたけれども、その後の校舎含めては今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

平成30年4月からの校舎の利用につきましては、まず、庁内で行政財産として使用する見込みがあるかどうかの調査をいたします。もし庁内で利用がないというのであれば、次の段階といたしましては、公共的団体、もしくは地元がその利用をどうされたいという意向があるかどうかを調査しまして、関係団体と調整がつけば、そのほうに利用をしていただくというふうに段取りを進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

それでは、その跡地の活用については、まずは庁内で検討されて、その後、地元とかの意見を聞きながら対応していくということによろしいですかね。

それと、もう一点お伺いしたいと思うんですが、ちょっと私もよく確認をしていないので、学校とかあった場合に、地方交付税の対象になると、ちょっと以前聞いたような感じであったと思うんですけれども、今回、廃校になることによって、その影響というのは、交付税においてどのくらいの額が影響すると考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

概算でありますけれども、1校当たり約10,000千円が交付税措置されております。ただ、実は平成28年度も浅浦分校は休校状態でありますので、実際はもう28年度から影響が出てきているというふうに理解しております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

先ほどの答弁ですけれども、そしたら、休校と廃校では大体同じ扱いということでよろしいんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

交付税上の扱いにつきましては、休校、廃校、同じ扱いでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

2点ほどお尋ねします。

浅浦分校の廃校に伴う地元からの通学用バス等の陳情が出て、ほかの地区との兼ね合いからできないということで、いろいろ非常に地元としても残念でしたけれども、もう一步踏み込んで真剣に検討していただけたらなと思ったんですけれども、そこで、浅浦分校廃校に伴う特別措置として、分校廃校後10年間の特別措置として、特例通学費補助金として自家用車利用者への通学費補助、それから、徒歩通学者に対する対策として、徒歩通学者の通学路を日がわりで見守りということを上げていただいておりますけれども、地元から徒歩通学者に対する対策で、日がわりでの見守りでは、非常にまだまだ心配が残るところですけれども、このほかに、交通安全対策として、三源寺トンネルを出たところの押しボタン式の横断歩道、それから、蟻尾山公園からおりてきたところの県道交差点の横断歩道への押しボタン式の信号機の設置、こういったものについての要望が出ていたと思うんですけれども、これの設置見通しは、いろいろ要望、土木事務所なり警察署になされていると思うんですけれども、そこら辺の設置見通しについて把握されていれば、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

押しボタン式の信号機の設置につきましては、前々から要望いたしておまして、まだ実際、現実に実現しない状況でありますけれども、引き続きそこら辺は浅浦分校のことも含めまして強い要望を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

それともう一点、徒歩通学となると、非常に交通安全、心配されるわけですがけれども、浅浦分校から三源寺トンネルまで歩道の設置を土木事務所で検討していただいて、今、測量が終わって用地買収に入る段階だろうと思うんですけれども、これの完成見通しとか、そういったことを把握されているんでしょうか。

また、市のほうから、そういった早急な本校に統合に基づいて危険性が非常に増しているわけですから、一日も早い完成を望むんですけれども、そういった要望等を現在なされているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

浅浦区のほうから、以前より県の土木事務所のほうに、通学路としてのトンネルのほうから、あそこの三差路から分校のほうに向かっている路線は、子供たちの通学の道として、あるいは住民の通る道としての活用が多いということで、改良の方向で今、現時点でも計画を進められていますので、その中で、どの範囲を歩道としてやっていくかというのは、まだ、法線決定あたりが今後進められていくと思います。現時点でも、現地のほうで地元のほうへ県のほうから説明等がっておりますので、またその点、具体的に決まればお伝えしていきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

三源寺トンネルを出て浅浦分校に向かう途中に橋がありますが、非常に狭くて危ないわけですね。一日も早い歩道の設置が望まれているわけですので、一日も早く設置できるように、土木事務所でも事業を進めてもらっていますので、用地買収等がスムーズに進んで、一日も早い完成ができるように、地元鹿島市としても協力をぜひお願いしておきたいと思えます。

それからもう一点ですがけれども、スクールバス運行ができなくて徒歩で通われる、特に伏原地区については、蟻尾山公園を越えてこられるわけですがけれども、蟻尾山公園の野球場から本校のほうに下るところが非常に急で、しかも、中川にかかっている片山橋ですかね、あれは非常に幅員が狭くて危なくて、最近野球場とか蟻尾山運動公園の利用者、グラウンドゴルフの利用者、そういった利用者が相当ふえている中で非常に危険ですので、あれの市道

の改良、国道444号線から蟻尾山運動公園までの幅員の改良と片山橋のかけかえ、これはもう老朽化しておりますので、そこら辺あわせて、耐用年数がまだ残っているということじゃなくて、この浅浦分校の廃校に伴う安全対策の一環としても一日も早く、それと、近い将来予定されております佐賀国体の競技場会場に予定されていますので、そこら辺の交通がスムーズにいくような関係で、ぜひ橋のかけかえ、幅員の拡幅検討についてお願いして、質問を終わりたいと思います。

回答は結構ですので、ひとつよろしくお願いしておきます。

○議長（松尾勝利君）

答弁求めますか。（「結構です」と呼ぶ者あり）いいですか、はい。

ほかに。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

2点ほど御質問申し上げます。

分校の廃校に伴う特別措置ということで、徒歩通学者に対する日がわりの見守りということなんですけれども、これはどなたがやられるのか、もう決まっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

まだ正式に決定、お願いしているわけではございませんけれども、シルバー人材センターあたりをお願いできるのか、もしくは地元の方をお願いできるのかという形で、定点に立って見守ってもらう、もしくは庁用車がありますので、今現在、青色パトロールとかしていますので、そこら辺、関係に準じた形で見守りしてもらうとかは今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

シルバー人材か地元のボランティアかということなんですけど、シルバーさんでしたら予算が発生すると思うんですよね。ボランティアだったら市民の皆さんの御協力ということであらいたい話なんですけれども、学年によっては、登校時間はそんな変わらないと思いますけれども、下校時間が変わってくるのではないかなと。そういうところの対応とか、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

主に1年生対象でございますので、多分、学童に行かれるパターンとか、いろいろあるかと思っておりますので、そこら辺は実際、その当時の学童保育に何人行かれて、実際定時に何人帰られているのかを見きわめまして、そこら辺で調整を行っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

わかりました。

じゃ、もう一つ、今後の利用について、庁内で利用がないときは地元等の関係者に相談すると。もしそこがなければ、あと民間に任せるとか、そういったことも考えていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

今考えるところは、あくまで庁内、もしくは地元、また公共的団体ということになりますので、民間に委ねるということは今現在、頭の中にございませぬ。庁内で検討してもだめ、公共的団体もだめ、地元もだめとなったときには、それも選択肢になるかもわかりませぬ。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番勝屋弘貞議員。

**○8番（勝屋弘貞君）**

分校は結構年数もたっていますし、老朽化していると思うんですね。これは改修等が必要なのかどうか。庁内利用となったら、もちろん鹿島市の予算できちっと修復されると思いますけれども、地元等が活用される、もしくは地元の活用がなければ民間のほうに投げかけるというふうな話になった場合には、そういったときの修復の予算とかはどうなるのでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

もし庁内で使うとなって修復する場合には、市の予算を投じて修復しますけれども、それ

以外の場合には、基本的に現状渡しということになるかと思います。例えば、地元がどういふふうに使われるかによって、また手の入れようが違ってくるとと思いますので、そこら辺は次に利用される方の考えで手を入れていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、これで最後でございます。

地元等に使っていただいた場合の契約に関してですけれども、これは単年度契約になるのか、複数年契約になるのか、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

例えば、鹿島市の土地を地区の公民館に貸している土地もありますけれども、そこら辺は3年、5年という契約を行っております。最初から3年、5年契約がいいのかどうかはわかりませんが、まずは初年度1年で契約しまして、その後、順調に行けば3年、5年という契約期間もあるかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

## 日程第8～第9 議案第43号～議案第44号

### ○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8．議案第43号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、次の日程第9．議案第44号 鹿島市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、この2議案については議案内容が関連しておりますので、2議案を一括して審議を行います。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

### ○都市建設課長（岩下善孝君）

都市建設課からは、議案第43号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は16ページと17ページ並びに議案説明資料は4ページと5ページをお開きください。

今回の改正理由は、市営乙丸住宅を廃止したいので、所要の改正をいたすものでございます。

議案書の17ページは条例改正の内容でございまして、これを反映したものが議案説明資料の4ページに今回改正の新旧対照表としてお示ししております。

この廃止理由は、現在、住宅用地として利用していないことによるものでございます。

乙丸住宅につきましては、既に建物は全て解体し、現状、住宅跡地として市で管理いたしております。

位置図につきましては、議案説明資料の5ページに参考資料としてつけております。

現在、その一部は児童遊園として残り、並びにほかの一部は民間駐車場として貸出中でございます。

また、これらを差し引いた残りの跡地については、未利用の更地として管理いたしております。

今回の一部改正は、この乙丸住宅の削除を行って、条例第2条の整理を行うものでございます。

また、施行期日は平成29年10月1日で予定いたしております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

### ○福祉課長（染川康輔君）

私のほうからは、議案第44号 鹿島市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は18ページから、議案説明資料は6ページからでございます。

まず、議案書18ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、鹿島市が設置する児童遊園のうち、乙丸児童遊園を廃止したいので、この案を提出するものでございます。

続きまして、議案説明資料で御説明いたします。

6 ページは新旧対照表でございます。改正内容は、第3条の規定から乙丸児童遊園の名称及び位置を削るものでございます。

7 ページをお願いします。

まず、廃止理由について御説明いたします。

先ほど議案第43号で説明がありましたとおり、乙丸児童遊園に併設している乙丸住宅が平成29年10月1日で廃止される予定となっております。かつ、地域住民から乙丸児童遊園の廃止に同意がなされたためでございます。

次に、施設概要について申し上げます。

乙丸児童遊園の所在地は、鹿島市大字中村2111番地1、面積が208平方メートル、開設年月日は昭和54年4月1日で、現在、遊具セット、砂場及び水飲み場を設置しております。

最後に、施行期日は平成29年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

44号議案の件でお尋ねをしたいと思いますのですが、ここでは廃止理由として、地域住民から乙丸児童遊園の廃止に同意がなされたためということで載っておりますが、現に今、この遊園地は全く利用されていないのかどうなのか、使う人がいるのかとか、その点についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

もちろん皆無というわけではございませんけれども、周辺の住民の方に問い合わせをしても、非常に少ないというふうに答えられております。

また、月4回、清掃点検を地元の老人クラブのほうにお願いしているんですけども、その老人クラブの方が清掃点検しているときは、利用者はほとんどいないというふうに答えられております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

周辺に住宅がありますので、そういう形のとときにはいらっしやらないということですが、子供たちが利用する機会もあると思うんですが、ここに「児童遊園は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し」ということで書かれておりますが、そういう目的、特に住宅ができたことで併設されたと思いますが、やっぱりそういうことになると、ここがなくなると、どこか近くに児童遊園地があつてしかりだと思うんですよ。

あわせてお尋ねしますが、ちょっと離れていますが、今回、警察跡地の住宅ができますが、そこにはこういうふう設備された遊園地ができるようになってるんですかね。その辺はいかがですか。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたします。

現在、建設の準備を進めております中村住宅、旧鹿島警察署跡地ですけれども、そこについては、今、業者のほうが決まって、具体的にどうするかというのを、たたき台的には案をつくっておりますけれども、現在のような子供たちが遊ぶ、あるいは地域の人たちが触れ合うようなコミュニティーのスペース、こちら辺はどうするかというのは、また地元の方々と協議を行いながら、地域のコミュニケーションが図られるように検討は行っていきたいとは思いますが、まだ、ここがそのまま代替地として中村住宅の敷地内にどうかというのは、今後の地域間の協議になってくると思います。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

今回、市営住宅がなくなって、その跡に一部駐車場になっているところで、あとの空き地ですね、その分の活用があると思いますが、その辺の活用については、もう何か決まっているのか、見通しがあるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたしたいと思えます。

この乙丸住宅の跡地についての活用ということですが、ここは、せんだつての全協のほうでも少しお話ししましたが、やはり地元へ跡地の廃止を行うというのを御相談とか周知をする中で、地元にも有効活用できるような形でしていただけないかというお声もあります

ので、ここは市民の方々のニーズに応えられるように、市としてはなるべく地元、乙丸区とか、そういうところの個人さんとか団体さんとか、いろいろあると思いますけれども、なるべくお応えして案をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私はと思いますが、今、子供たちがなかなか外で十分に遊んでいないという状況が多いと思います。それも、一つはゲームなどというものもありますが、そうでなくて、子供たちの遊ぶ場所がだんだんだんだん少なくなっているんですよ。広い広場があっても、そこは結局大人で占拠されるんですよ、グラウンドゴルフとかなんとかでね。日曜日だけでもあけてもらったらと思うけど、そのときも子供は行くところがないというような、そういう現状があります、どこでもとは言いませんがね。

そういうとき、せっかくこういう市の土地があくわけですし、今までここに遊具セットなども置いてあったわけですから、ぜひその場所を子供たちに提供すると、子供たちが伸び伸びと遊べるような、そんな広い広場にはならないとは思いますが、そういうところを少し考えながら、子供たちが外に出て友だちと一緒に遊べるような場所を準備してやるということも今大事じゃないかと思うんですよ。そういう面では、少し整った遊び場、本当は広場だけでもいいんですよ、子供たちのためにね。あの辺、密集して危ないところもあると思いますが、安全なような対策をとれば、それはどうにでもできるわけですから、小さい子供でも誰もが遊びに行くというような、そういう施設をつくることは大事だと思うんですよ。

今、子供たちは地域に帰って横のつながりが余りありませんね。本当にないんですよ。そういう面からいきますと、子供たちの本当に健全な発育のため、健康のため、いろんなことを考えますと、そういう場所を積極的に計画してでもつくっていかなくてはいけない時期だと思いますが、幸い、ここにこれだけの土地があくわけですから、何とかその辺、これも地域にお返しをするということになると思うんですが、その辺についていかがでしょうか。これは市長、お考えがありましたらお答えください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えいたしましょう。

ここは2つ、前提があるんですね。1つは、ある程度まとまった土地だということですね。ただし、現状は余り活用されていないと。もう一つは、近くに新しく住宅が、これにかかわるといっては申しわけないんですけれども、数量的には変わるし、機能としてもかわれる住

宅ができますね、さあ、どうしましょうかという話じゃないかと思うんです。

そういうときは、だから、何をポイントにして、その後の使い方を考えるかということではないかと思います。そのときに、この住宅をそのまま活用することについて、地域はどういうふうに思っておられるだろうか、あるいは近隣の方で何かそれをもっと役立てるという使い方はないだろうかとか、いろんなお話がそれとなく聞こえてきたり、あたりというものが今から始まるんじゃないかと思います。そういうことを踏まえながら、地域の人との折り合いをつけて、また、有効に使わないといけないということと、いわばミキサーに入れて考えてつくるんじゃないかと思っております。

ただ、子供たちの場所があるかないかというのは、探せばほかにあるのかもしれないけど、本当にここに集まってくるかということ、そういうのを含めて、地域の人等の意見も聞かないといけないと、そういうふうに思っています。かつていろんなニーズがあると思うから、そのニーズを踏まえながら、この土地の有効活用は考えるというお答えを、たしか松尾議員にした経緯があると思いますけれども、全くよくいろんなニーズを考えて結論を出さないといけないと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かに地域の要求のないところにつくたって何にもならないわけですけど、周辺には住宅もありますし、それから、そこにそういうのがあれば集まってくるわけですね。ですから、先ほど子供たちの横のつながりがないと言いましたけど、大人と子供のつながりももちろんないわけで、例えば、こういうところに誰でもが集まってこられるような設備をつくるということになりますと、それなりに私は効果があると思います。探せばありますよといったって、つくる気がなかったら、どんなに探してもないわけですから、せっかくこういう土地があるわけですから、ぜひそういう方向でも、もちろん地域の皆さんの御意見を聞きながら取り組んでいただくという方向性も考えながら、私はやっていただきたいと思います。

今回、もう廃止になりますので、この条例案には反対はしませんけど、そういう希望を持って、私はこれに賛同していきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 鹿島市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、あす15日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時16分 散会